

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県契約規則の一部を改正する規則〈3・18揭示〉	1
◎高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎永瀬ダム操作規則の一部を改正する規則	2
◎高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	3
告 示	
○平成20年度高知県臨時種畜検査の実施(畜産振興課) 〈3・18揭示〉	3
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命 令 (“)	3
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興 課)	4
○救急病院の認定 (医療業務課)	4
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	4
○保安林の指定予定の通知(3件) (治山林道課)	5
◎告示(高知県漁港管理条例第10条の2 第1項第1号に規定する施設の指定) の一部改正 (漁 港 課)	5
○土地収用法に基づく事業の認定(2 件) (用地対策課)	14
○道路の区域変更 (道 路 課)	15
○道路の供用開始(2件) (“)	15
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道 課)	16
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の 申請 (男女共同参 画・NPO課)	16
○争議行為の予告 (雇用労働政 策課)	16
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	16
○土地改良区の清算人の就職 (“)	16
○市町村営土地改良事業の施行の適否決 定 (“)	16

○換地処分届出(香南市) (農業基盤課)	17
○林業種苗法による生産事業者の登録 (林業改革課)	17
高知県教育委員会訓令	
◎高知県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令	17
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を 改正する規則 〈3・12揭示〉	17
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 の一部を改正する規則 〈 “ 〉	18
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一 部を改正する規則 〈 “ 〉	18
正 誤	
○正誤(平18・4・14付け 告示ほか)	20

規 則

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月18日(揭示済)
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第14号の2

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)の一部を次のよ
うに改正する。
第45条第1項第2号中「年3.4パーセント」を「年3.7パーセン
ト」に改める。

附 則

- (施行期日)
- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県
契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収
する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算につい
ては、なお従前の例による。

高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公
布する。
平成20年3月28日
高知県知事 尾崎 正直

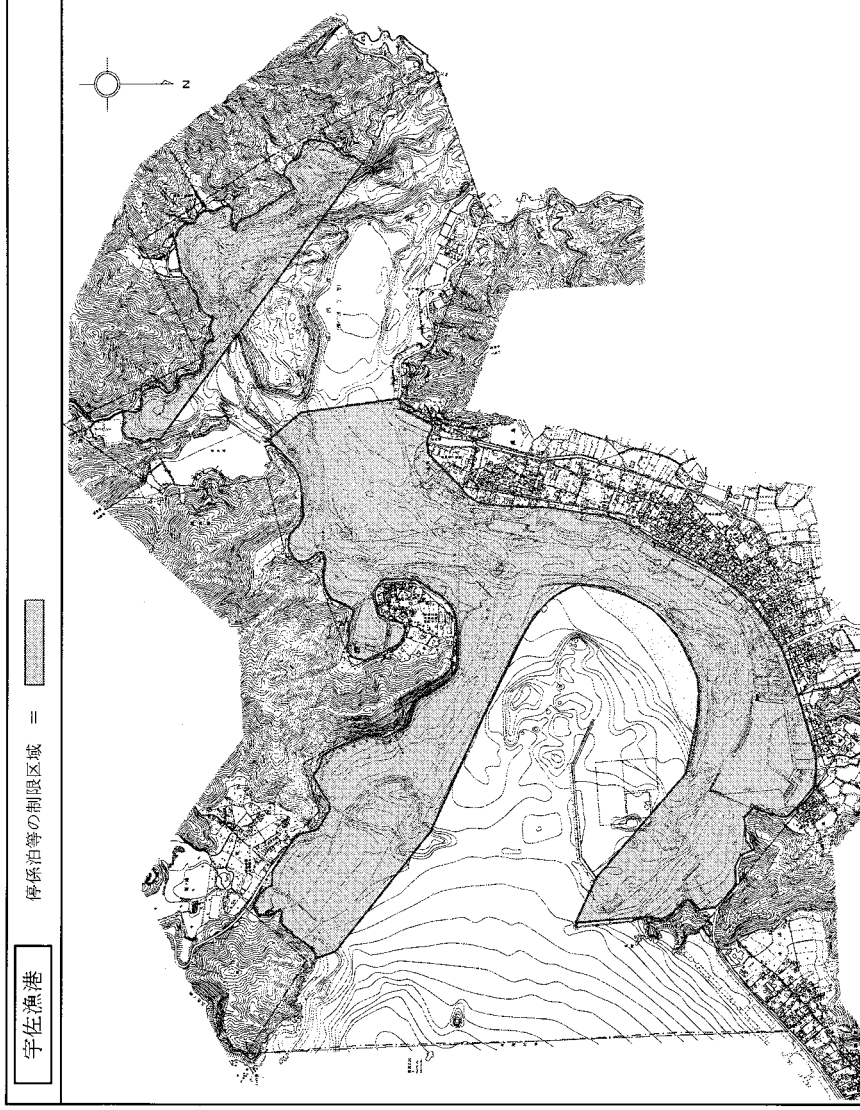
高知県規則第28号

高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県漁港管理条例施行規則(昭和38年高知県規則第38号)の
一部を次のように改正する。
第5条の5第1号中「及び上ノ加江漁港」を「、上ノ加江漁
港、清水漁港及び柏島漁港」に改める。

別図を次のように改める。

別図(第5条の5関係)



附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~  
永瀬ダム操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第29号

永瀬ダム操作規則の一部を改正する規則

永瀬ダム操作規則(昭和41年高知県規則第87号)の一部を次のように改正する。

第5条中「4月1日から10月31日まで」を「3月21日から9月30日まで」に改める。

第10条中「次の表」を「次の各号」に、「当該各欄」を「当該各号」に、「第27条」を「第27条第1項」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 7月1日にあつては、標高188.5メートル
- (2) 7月15日にあつては、標高188.5メートル
- (3) 8月10日にあつては、標高185.0メートル
- (4) 8月20日にあつては、標高181.5メートル
- (5) 9月5日にあつては、標高181.5メートル
- (6) 9月15日にあつては、標高188.0メートル
- (7) 9月25日にあつては、標高188.0メートル
- (8) 9月30日にあつては、標高185.0メートル

第14条中「4月1日」を「3月21日」に改め、「及び10月1日から10月31日までの間」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第27条第1項中「、非かんがい期間」を「、非かんがい期間(かんがい期間以外の期間をいう。第2号において同じ。)」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) かんがい期間のうち、3月21日から7月31日までの間にあつては杉田ダム直下流における流量が毎秒15.50立方メートル、8月1日から9月30日までの間にあつては杉田ダム直下流における流量が毎秒11.26立方メートル
- (2) 非かんがい期間のうち、10月1日から11月30日までの間にあつては杉田ダム直下流における流量が毎秒7.00立方メートル、12月1日から翌年の3月20日までの間にあつては杉田ダム直下流における流量が毎秒6.25立方メートル

別表第1中「別表第1 第29条等の規定による連絡機関」を「別表第1(第29条関係)」に改める。

別表第2中「別表第2 第34条の規定による調査測定事項」を「別表第2(第34条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第30号

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

高知建築基準法施行細則(昭和25年高知県規則第88号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に、「第1項の」を「第1項に規定する」に改め、同項第1号中「同条第3項」を「第3項」に改める。

第6条第1項中「前条に規定する建築物の敷地、構造並びに」を「前条第1項に規定する建築物の敷地、構造及び建築設備並びに同条第3項に規定する」に、「第12条第1項及び第2項」を「第12条第1項及び第3項」に、「次に掲げる書類」を「省令第1条の3第1項の表1の(い)の項に掲げる図書(し尿浄化槽の見取図を除く。)その他知事が必要と認める図書又は書面」に、「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「第6条第2項」を「第6条第3項」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「報告は、報告」を「報告書は、当該報告」に改め、同条第3項中「前条第3項の」を「前条第3項に規定する」に、「(当該建築物に設置された前条第3項に規定する建築設備を含む。以下この項において同じ。)」を「及び建築設備」に改め、同項第1号中「別表第1の第1の項」を「別表第1の1の項」に、「建築物」を「建築物(当該建築物に設置された前条第3項に規定する建築設備に係る省令第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告を含む。以下この項において同じ。)」に改め、同項第2号中「別表第1の第2の項」を「別表第1の2の項」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 建築設備(省令第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告を除く。) 毎年 第7条中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

第8条第1項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に、「第6条第2項」を「第6条第3項」に改め、同条第2項中「報告は、報告」を「報告書は、当該報告」に改める。

第13条第1項中「第12条第3項」を「第12条第5項」に改める。

第25条第1項中「第10条第2項」を「第10条第4項」に改め、同条第2項中「法第48条第13項」を「第48条第14項」に改める。

第26条第16号中「第52条第7項」を「第52条第8項」に改め、同条第17号中「第52条第7項第1号」を「第52条第8項第1号」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式及び第2号様式 削除

別記第14号様式中「第10条第2項」を「第10条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第170号の2

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号に規定する平成20年度高知県臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2条第2項の規定により告示する。

平成20年3月18日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

| 検査の場所      |          | 検査の期日                    |
|------------|----------|--------------------------|
| 高岡郡<br>佐川町 | 高知県畜産試験場 | 平成20年4月8日<br>午前10時から正午まで |

備考

- 1 検査を受けなければならない種畜は、疾病その他やむを得ない事由によって平成19年度定期種畜検査を受けることができなかった家畜の雄であって、高知県内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供するものとする。
- 2 検査の当日に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。
  - (1) 受検家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類
  - (2) 種付台帳又は家畜人工授精簿
  - (3) 前年度に定期種畜検査を受検していれば、その種畜証明書

高知県告示第170号の3

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成20年3月18日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施の目的  
監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため
- 2 実施の内容
  - (1) 発生の予防

| 疾病名    | 実施する区域 | 実施の対象となる家畜の種類及び範囲                                                               | 実施の期日                                                                 | 検査の方法                     |
|--------|--------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ヨーネ病   | 県内一円   | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛<br>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛<br>3 その他知事が検査を必要と認める牛 | 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間において、対象となる家畜を飼育している者の住所地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | エライザ法、ヨーニン検査及び細菌検査        |
| ブルセラ病  |        | 1 県外から導入される乳用牛で、導入される牛を飼育する者の住所地を管轄する家畜保健衛生所長が検査を必要と認める牛<br>2 その他知事が検査を必要と認める牛  |                                                                       | 急速凝集反応法、試験管凝集反応法及び補体結合反応法 |
| 結核病    |        | 1 県外から導入される乳用牛で、導入される牛を飼育する者の住所地を管轄する家畜保健衛生所長が検査を必要と認める牛<br>2 その他知事が検査を必要と認める牛  |                                                                       | ツベルクリン検査                  |
| 馬伝染性貧血 |        | 知事が検査を必要と認める馬                                                                   |                                                                       | 寒天ゲル内沈降反応検査               |

|           |  |                  |             |
|-----------|--|------------------|-------------|
| 腐そ病       |  | 知事が検査を必要と認めるみつばち | 査<br>通常行う方法 |
| その他の監視伝染病 |  | 知事が検査を必要と認める家畜   | 通常行う方法      |

(2) 発生の予察

| 疾病名                                                                                                                                      | 実施する区域 | 実施の対象となる家畜の種類及び範囲                                                                                                                                       | 実施の期日                                                                 | 検査の方法  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------|
| ブルータング<br>アカバネ病<br>チュウザン病<br>アイノウイルス感染症<br>イバラキ病<br>牛流行熱<br>口蹄疫<br>伝達性海綿状脳症<br>豚コレラ<br>オーエスキー病<br>豚繁殖・呼吸障害症候群<br>家きんサルモネラ感染症<br>鳥インフルエンザ | 県内一円   | 牛、水牛、しか、めん羊及び山羊<br>牛、水牛、めん羊及び山羊<br>牛、水牛及び山羊<br>牛及び水牛<br>〃<br>〃<br>牛、水牛、しか、めん羊、山羊、豚及びいのしし<br>牛、水牛、しか、めん羊及び山羊<br>豚及びいのしし<br>〃<br>〃<br>鶏、あひる、七面鳥及びうずら<br>〃 | 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間において、対象となる家畜を飼育している者の住所地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | 通常行う方法 |

|           |  |                |  |  |
|-----------|--|----------------|--|--|
| その他の監視伝染病 |  | 知事が検査を必要と認める家畜 |  |  |
|-----------|--|----------------|--|--|

高知県告示第198号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、香南市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

| 変 更 前      |       |                                 | 変 更 後      |       |
|------------|-------|---------------------------------|------------|-------|
| 大字         | 字     | 地番区域                            | 大字         | 字     |
| 夜須町<br>夜須川 | シイブソ  | 1072、1077及び1079に隣接する道路である市有地の一部 | 夜須町<br>夜須川 | シイノニハ |
|            | シイノニハ | 1080の一部、1085の一部                 |            | シイブソ  |

備考 この表に表示されている区域に隣接する道路及び水路である市有地の一部を含むものとする。

高知県告示第199号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

| 医療機関の名称 | 所在地       | 認定年月日   | 認定の有効期限  |
|---------|-----------|---------|----------|
| 南国厚生病院  | 南国市立田1180 | 平20・2・1 | 平23・1・31 |

高知県告示第200号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
有限会社サンシャイン旭 代表取締役 川崎 博道
- (2) 届出者の住所  
高知市稲荷町11番45号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンシャイン針木  
高知市針木本町3番35号
- (4) 変更しようとする事項
  - ア 店舗面積の合計  
(変更前) 1,304.0平方メートル  
(変更後) 2,005.3平方メートル
  - イ 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 77台  
(変更後) 88台
  - ウ 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 40台  
(変更後) 62台
  - エ 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 93.50平方メートル  
(変更後) 123.50平方メートル
  - オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 30.24立方メートル  
(変更後) 37.17立方メートル
  - カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小売業者名       | 開店時刻     | 閉店時刻    |
|-------------|----------|---------|
| 有限会社サンシャイン旭 | 午前10時00分 | 午後9時45分 |

(変更後)

| 小売業者名        | 開店時刻    | 閉店時刻    |
|--------------|---------|---------|
| 有限会社サンシャイン旭  | 午前9時30分 | 午後9時45分 |
| セガミメディクス株式会社 | 午前9時30分 | 午後9時45分 |

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分から午後10時00分  
(変更後) 午前 9 時00分から午後10時00分  
ク 駐車場の自動車の出入口の位置  
No.2 駐車場入口を西に約19メートル移動  
(5) 変更年月日  
平成20年10月 1 日

2 届出年月日  
平成20年 2 月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項  
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容

**高知県告示第201号**  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。  
平成20年 3 月28日  
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
長岡郡大豊町北川字小元山1384の 1

2 指定の目的  
水源のかん養

3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第202号**  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。  
平成20年 3 月28日  
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
香美市土佐山田町榎谷字ト 560の 3・560の 9・560の 11

・560の45(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、560の10

2 指定の目的  
水源のかん養

3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)


**高知県告示第203号**  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。  
平成20年 3 月28日  
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡仁淀川町用居字シキノナロ丁602の 1

2 指定の目的  
水源のかん養

3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第204号**  
平成14年 3 月高知県告示第171号(高知県漁港管理条例第10条の2第1項第1号に規定する施設の指定)の一部を次のように改正し、平成20年 4 月 1 日から施行する。  
平成20年 3 月28日  
高知県知事 尾崎 正直

表中  
「

|                  |                                                  |                                    |               |                         |                                               |                                     |
|------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------|---------------|-------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------|
| 宇佐<br>漁港         | 土佐<br>市宇<br>佐町<br>宇佐                             | 浮き<br>栈橋                           | 別図<br>9       | 東船溜<br>導流堤              | 東船溜導流堤裏の浮<br>き栈橋150メートル                       |                                     |
|                  |                                                  |                                    |               | 橋田防<br>波堤<br>(南側<br>部分) | 橋田防波<br>堤東端か<br>ら西に<br>150メー<br>トルの地<br>点     | 始点から<br>西に35メ<br>ートルの<br>地点         |
|                  |                                                  |                                    |               | 新町防<br>波堤No.<br>2       | 新町防波<br>堤No.2基<br>部から南<br>東に18メ<br>ートルの<br>地点 | 始点から<br>南東に30<br>メートル<br>の地点        |
|                  |                                                  |                                    |               | 新町内<br>防波堤              | 新町内防<br>波堤南西<br>端から北<br>東に5メ<br>ートルの<br>地点    | 始点から<br>北東に<br>102.5メ<br>ートルの<br>地点 |
|                  |                                                  |                                    |               | 新町岸<br>壁                | 新町岸壁<br>北東端                                   | 始点から<br>南西に17<br>メートル<br>の地点        |
|                  |                                                  |                                    |               | 新町防<br>波堤<br>(東)        | 新町防波<br>堤(東)基<br>部から南<br>西に15メ<br>ートルの<br>地点  | 始点から<br>南西に15<br>メートル<br>の地点        |
| 新町防<br>波堤<br>(西) | 新町防波<br>堤(西)北<br>東端から<br>南西に<br>9メー<br>トルの地<br>点 | 始点から<br>南西に<br>85.5メー<br>トルの地<br>点 |               |                         |                                               |                                     |
| 別図<br>10         | No.1 福<br>島防波                                    | No.1 福島<br>防波堤基                    | 始点から<br>北東に24 |                         |                                               |                                     |

|  |      |                 |                                |                    |  |  |  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|------|-----------------|--------------------------------|--------------------|--|--|--|----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |      | 堤(その1)          | 部から北東に13メートルの地点                | メートル及び北に25メートルの地点  |  |  |  | メートルの地点                    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      | No.1 福島防波堤(その2) | No.1 福島防波堤(その1)終点から北に42メートルの地点 | 始点から北に39メートルの地点    |  |  |  | 始点から南西に40メートルの地点           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      | 小港南防波堤          | 小港南防波堤基部から東に13メートルの地点          | 始点から東に34メートルの地点    |  |  |  | 始点から南西に100メートルの地点          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      | 小港西防波堤          | 小港西防波堤西端                       | 始点から東に13メートルの地点    |  |  |  | 始点から南西に30メートルの地点           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 係船環B | 塩浜東護岸(その1)      | 塩浜東護岸南端                        | 始点から北に16.5メートルの地点  |  |  |  | 始点から南西に20メートルの地点           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      | 塩浜東護岸(その2)      | 塩浜東護岸南端から北に20.5メートルの地点         | 始点から北に12.5メートルの地点  |  |  |  | 始点から西に22メートル及び南西に25メートルの地点 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 係船環A | 塩浜防波堤           | 塩浜防波堤基部から南東に12.5メートルの地点        | 始点から南東に10.5メートルの地点 |  |  |  | 始点から南西に5メートルの地点            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      | 塩浜物揚場           | 塩浜物揚場南西端                       | 始点から北東に25          |  |  |  | 始点から南西に12メートルの地点           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  | 始点から                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  | 始点から南西に100メートルの地点          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  | 始点から南西に30メートルの地点           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  | 始点から南西に20メートルの地点           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  | 始点から西に22メートル及び南西に25メートルの地点 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  | 始点から南西に5メートルの地点            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  | 始点から南西に12メートルの地点           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  | 始点から                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |      |                 |                                |                    |  |  |  |                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

を「

|      |          |          |         |                        |                           |                     |
|------|----------|----------|---------|------------------------|---------------------------|---------------------|
| 宇佐漁港 | 土佐市宇佐町宇佐 | 浮き<br>棧橋 | 別図<br>9 | 東船溜 <sup>だまり</sup> 導流堤 |                           |                     |
|      |          |          |         | 東船溜導流堤裏の浮き棧橋150メートル    |                           |                     |
|      |          |          |         | 橋田防波堤(南側部分)            | 橋田防波堤東端から西に150メートルの地点     | 始点から西に35メートルの地点     |
|      |          |          |         | 新町防波堤No.2              | 新町防波堤No.2基部から南東に18メートルの地点 | 始点から南東に30メートルの地点    |
|      |          |          |         | 新町内防波堤                 | 新町内防波堤南西端から北東に5メートルの地点    | 始点から北東に102.5メートルの地点 |
|      |          |          |         | 新町岸                    | 新町岸壁                      | 始点から                |

|        |                          |                  |
|--------|--------------------------|------------------|
| 萩崎物揚場  | 萩崎物揚場北西端                 | 始点から南東に11メートルの地点 |
| 宇津賀防波堤 | 宇津賀防波堤南西端から北東に8.5メートルの地点 | 始点から北東に10メートルの地点 |
| 宇津賀物揚場 | 宇津賀物揚場南東端                | 始点から北西に10メートルの地点 |

係船

別図  
10

|                |                               |                            |
|----------------|-------------------------------|----------------------------|
| 壁              | 北東端                           | 南西に17メートルの地点               |
| 新町防波堤(東)       | 新町防波堤(東)基部から南西に15メートルの地点      | 始点から南西に15メートルの地点           |
| 新町防波堤(西)       | 新町防波堤(西)北東端から南西に9メートルの地点      | 始点から南西に85.5メートルの地点         |
| No.1福島防波堤(その1) | No.1福島防波堤基部から北東に13メートルの地点     | 始点から北東に24メートル及び北に25メートルの地点 |
| No.1福島防波堤(その2) | No.1福島防波堤(その1)終点から北に42メートルの地点 | 始点から北に39メートルの地点            |
| 小港南防波堤         | 小港南防波堤基部から東に13メートルの地点         | 始点から東に34メートルの地点            |
| 小港西防波堤         | 小港西防波堤西端                      | 始点から東に13メートルの地点            |
| 塩浜東            | 塩浜東護                          | 始点から                       |

|      |              |                          |                    |
|------|--------------|--------------------------|--------------------|
| 環B   | 護岸(その1)      | 岸南端                      | 北に16.5メートルの地点      |
| 係船環A | 塩浜東護岸(その2)   | 塩浜東護岸南端から北に20.5メートルの地点   | 始点から北に12.5メートルの地点  |
|      | 塩浜防波堤        | 塩浜防波堤基部から南東に12.5メートルの地点  | 始点から南東に10.5メートルの地点 |
| 係船環B | 塩浜物揚場        | 塩浜物揚場南西端                 | 始点から北東に25メートルの地点   |
|      | 河口左岸護岸       | 河口左岸護岸基部から南西に29メートルの地点   | 始点から南西に40メートルの地点   |
| 係船環C | 灘船溜防波堤(その1)  | 灘船溜防波堤基部から南西に13.3メートルの地点 | 始点から南西に100メートルの地点  |
|      | 灘船溜防波堤(その2)  | 灘船溜防波堤(その1)終点            | 始点から南西に30メートルの地点   |
| 係船環C | 灘船溜防波堤(その2)終 | 灘船溜防波堤(その2)終             | 始点から南西に20メートル      |

|      |      |             |                             |                            |
|------|------|-------------|-----------------------------|----------------------------|
|      |      | 3)          | 点                           | の地点                        |
|      |      | 灘船溜防潮堤(その1) | 灘船溜防潮堤基部から西に8メートルの地点        | 始点から西に22メートル及び南西に25メートルの地点 |
| 係船環B |      | 灘船溜防潮堤(その2) | 灘船溜防潮堤(その1)終点               | 始点から南西に5メートルの地点            |
| 係船環C |      | 灘船溜防潮堤(その3) | 灘船溜防潮堤(その2)終点               | 始点から南西に12メートルの地点           |
| 係船環B |      | 灘船溜防潮堤(その4) | 灘船溜防潮堤(その3)終点               | 始点から南西に10メートルの地点           |
|      |      | 灘船溜防潮堤(その5) | 灘船溜防潮堤(その4)終点から南西に10メートルの地点 | 始点から南西に23メートルの地点           |
| 係船環C |      | 灘船溜防潮堤(その6) | 灘船溜防潮堤(その5)終点               | 始点から南西に10メートルの地点           |
| 係船環B |      | 灘船溜防潮堤(その7) | 灘船溜防潮堤(その6)終点               | 始点から南西に50メートルの地点           |
| 浮き棧橋 | 別図11 | 井の尻1号防潮堤    | 井の尻1号防潮堤裏の浮き棧橋50メートル        |                            |

|      |        |        |                          |                  |
|------|--------|--------|--------------------------|------------------|
| 係船環A |        | 井の尻防潮堤 | 井の尻防潮堤東端から3メートルの地点       | 始点から西に70メートルの地点  |
|      |        | 竜防潮堤   | 竜防潮堤内側折れ角から南西に13メートルの地点  | 始点から南西に16メートルの地点 |
|      | 別図12   | 萩浜内防潮堤 | 萩浜内防潮堤南西端から北東に10メートルの地点  | 始点から北東に68メートルの地点 |
|      |        | 萩崎物揚場  | 萩崎物揚場北西端                 | 始点から南東に11メートルの地点 |
|      |        | 宇津賀防潮堤 | 宇津賀防潮堤南西端から北東に8.5メートルの地点 | 始点から北東に10メートルの地点 |
|      |        | 宇津賀物揚場 | 宇津賀物揚場南東端                | 始点から北西に10メートルの地点 |
|      | 別図12の2 | 堂ノ浦防潮堤 | 堂ノ浦防潮堤基部から東に21メートルの地点    | 始点から南東に52メートルの地点 |
|      |        | 入戸防    | 入戸防波                     | 始点から             |

|  |  |  |  |       |                      |                  |
|--|--|--|--|-------|----------------------|------------------|
|  |  |  |  | 波堤    | 堤南端                  | 北に45メートルの地点      |
|  |  |  |  | 白鷺防潮堤 | 白鷺防潮堤基部から南に27メートルの地点 | 始点から南西に25メートルの地点 |

に、「

|        |             |      |      |            |                                  |                    |
|--------|-------------|------|------|------------|----------------------------------|--------------------|
| 上ノ加江漁港 | 高岡郡中土佐町上ノ加江 | 係船環A | 別図17 | 導流堤        | 導流堤西端から3.7メートルの地点                | 始点から南東に7.5メートルの地点  |
|        |             |      |      | 弁天崎護岸      | 弁天崎護岸西端から4.7メートルの地点              | 始点から南東に10.5メートルの地点 |
|        |             |      |      | 小湊物揚場(その1) | 小湊物揚場と小湊突堤とが接する地点から南東に4.7メートルの地点 | 始点から南東に2.5メートルの地点  |
|        |             |      |      | 小湊物揚場(その2) | 小湊物揚場(その1)終点から南東に2.5メートルの地点      | 始点から南東に10メートルの地点   |
|        |             |      |      | 小湊物揚場(その)  | 小湊物揚場(その2)終点                     | 始点から南東に2.5メー       |



|            |                                    |                   |
|------------|------------------------------------|-------------------|
| 3)         | から南東に7.5メートルの地点                    | トルの地点             |
| 小湊物揚場(その4) | 小湊物揚場(その3)終点から南東に2.5メートルの地点        | 始点から南東に7.5メートルの地点 |
| 小湊物揚場(その5) | 小湊物揚場(その4)終点から南東に7.5メートルの地点        | 始点から南東に5メートルの地点   |
| 小湊物揚場(その6) | 小湊物揚場(その5)終点から南東に10メートルの地点         | 始点から南東に2.5メートルの地点 |
| 小湊物揚場(その7) | 小湊物揚場と小湊船揚場とが接する地点から南東に51.5メートルの地点 | 始点から南東に2.5メートルの地点 |
| 小湊物揚場(その8) | 小湊物揚場(その7)終点から南東に12.5メートルの         | 始点から南東に2.5メートルの地点 |

を「

|        |             |      |      |            |                                  |                    |                           |
|--------|-------------|------|------|------------|----------------------------------|--------------------|---------------------------|
|        |             |      |      |            |                                  | 地点                 |                           |
|        |             |      |      |            |                                  | 小湊物揚場(その9)         | 小湊物揚場(その8)終点から南東に2メートルの地点 |
| 上ノ加江漁港 | 高岡郡中土佐町上ノ加江 | 係船環A | 別図17 | 導流堤        | 導流堤西端から3.7メートルの地点                | 始点から南東に7.5メートルの地点  |                           |
|        |             |      |      | 弁天崎護岸      | 弁天崎護岸西端から4.7メートルの地点              | 始点から南東に10.5メートルの地点 |                           |
|        |             |      |      | 小湊物揚場(その1) | 小湊物揚場と小湊突堤とが接する地点から南東に4.7メートルの地点 | 始点から南東に2.5メートルの地点  |                           |
|        |             |      |      | 小湊物揚場(その2) | 小湊物揚場(その1)終点から南東に2.5メートルの地点      | 始点から南東に10メートルの地点   |                           |
|        |             |      |      | 小湊物揚場(その3) | 小湊物揚場(その2)終点から南東                 | 始点から南東に2.5メートルの地   |                           |

」

|            |                                    |                   |
|------------|------------------------------------|-------------------|
|            | に7.5メートルの地点                        | 点                 |
| 小湊物揚場(その4) | 小湊物揚場(その3)終点から南東に2.5メートルの地点        | 始点から南東に7.5メートルの地点 |
| 小湊物揚場(その5) | 小湊物揚場(その4)終点から南東に7.5メートルの地点        | 始点から南東に5メートルの地点   |
| 小湊物揚場(その6) | 小湊物揚場(その5)終点から南東に10メートルの地点         | 始点から南東に2.5メートルの地点 |
| 小湊物揚場(その7) | 小湊物揚場と小湊船揚場とが接する地点から南東に51.5メートルの地点 | 始点から南東に2.5メートルの地点 |
| 小湊物揚場(その8) | 小湊物揚場(その7)終点から南東に12.5メートルの地点       | 始点から南東に2.5メートルの地点 |



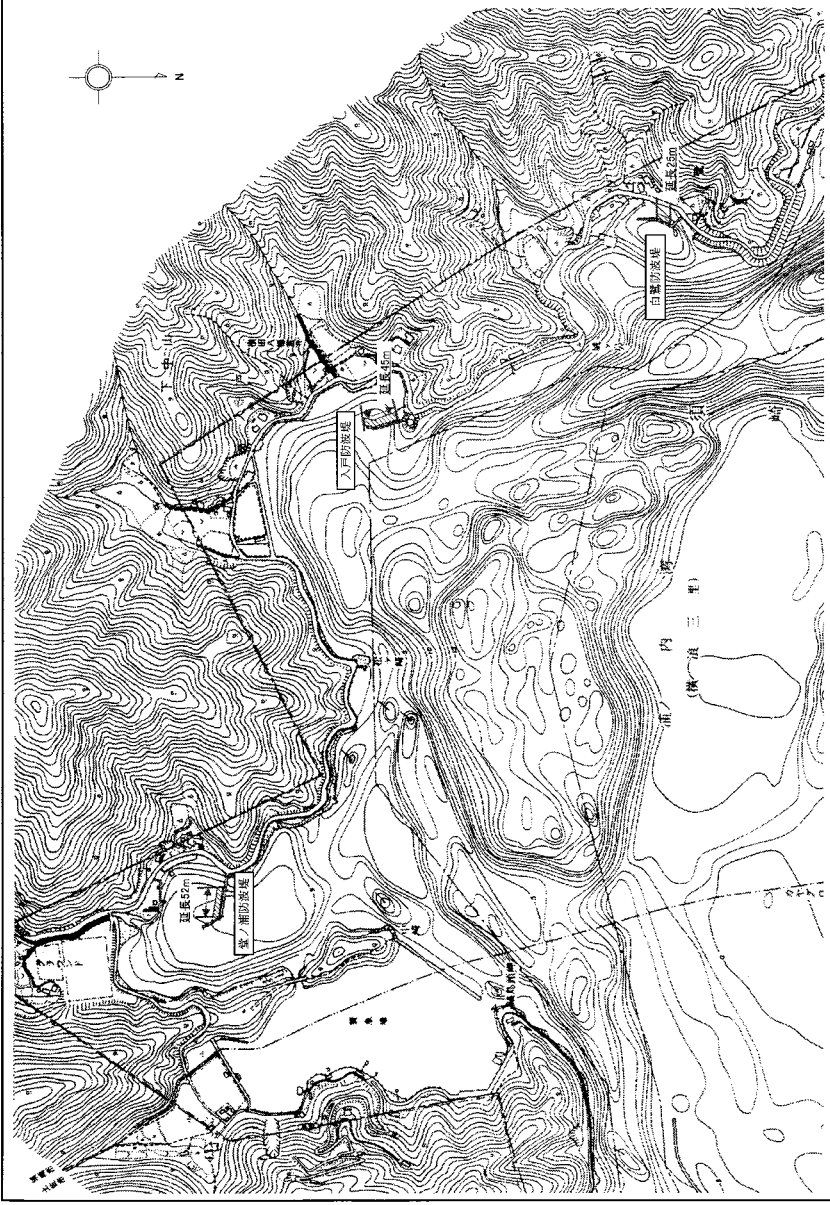
|  |      |          |                               |                  |                               |
|--|------|----------|-------------------------------|------------------|-------------------------------|
|  |      |          |                               |                  |                               |
|  |      |          |                               |                  |                               |
|  |      |          |                               |                  |                               |
|  |      |          |                               |                  |                               |
|  | 係船環B |          |                               |                  |                               |
|  |      | 1号護岸     | 1号護岸南西端から北東に5メートルの地点          | 始点から北東に12メートルの地点 | 始点から南東に7メートルの地点               |
|  |      | 渡船物揚場    | 渡船物揚場(その1)終点から東に15メートルの地点     | 渡船物揚場西端          | 渡船物揚場(その2)                    |
|  |      | 渡船物揚場    | 渡船物揚場(その1)終点から東に15メートルの地点     | 渡船物揚場(その1)       | 渡船物揚場(その2)                    |
|  |      | -3メートル岸壁 | -3メートル岸壁(その1)終点から南東に15メートルの地点 | -3メートル岸壁(その2)    | -3メートル岸壁(その1)終点から南東に15メートルの地点 |

に改める。  
別図12の次に次の1図を加える。

別図12の2

宇佐漁港(土佐市宇佐町宇佐)

指定する施設

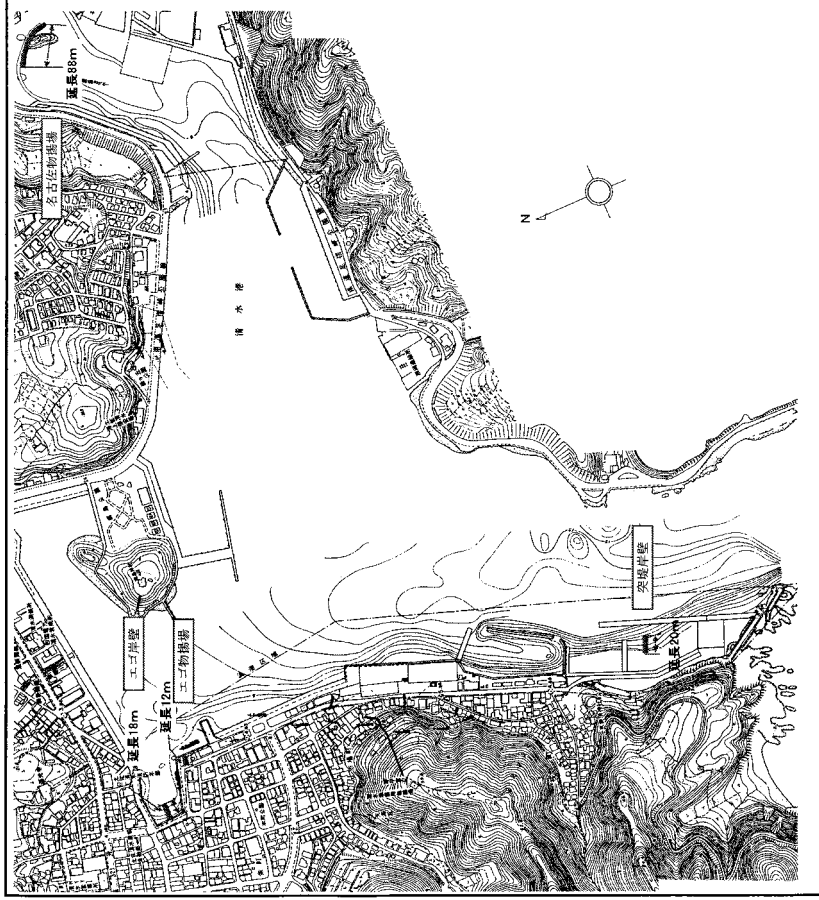


別図に次の3図を加える。

別図18

清水漁港(土佐清水市五浦町)

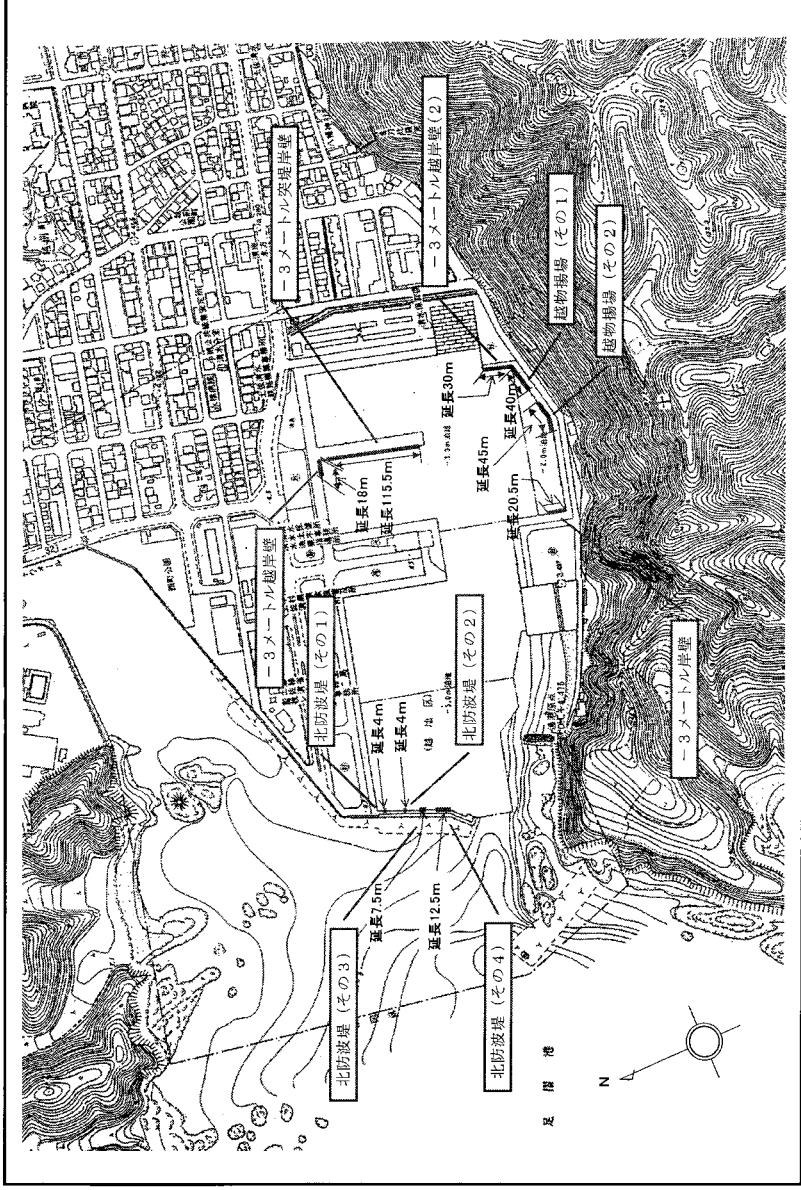
指定する施設



別図18の2

清水漁港 (土佐清水市市場町)

指定する施設 =



別図19

柏島漁港 (幡多郡大月町柏島)

指定する施設 =



## 高知県告示第205号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 起業者の名称  
社会福祉法人黒潮福祉会
- 2 事業の種類  
グループホーム「和夏」整備事業
- 3 起業地  
(1) 収用の部分  
幡多郡黒潮町佐賀字大ダバ地内  
(2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由  
平成20年2月20日に社会福祉法人黒潮福祉会から申請のあったグループホーム「和夏」整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
  - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
本件事業は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業（第二種社会福祉事業）としてグループホームを整備しようとするものであり、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設」に係る事業に該当する。  
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について  
本件事業の起業者である社会福祉法人黒潮福祉会は、本件事業の施行に伴う定款の変更について、社会福祉法第43条の規定による所轄庁の認可を受けており、また、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による地域密着型サービス事業者の指定について、本件事業の起業地が在する黒潮町長から内示を受けている。更に、平成19年度予算において既に財源措置を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。  
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
  - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について  
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について  
過疎化及び高齢化が急速に進行する黒潮町では、高齢化率及び後期高齢化率ともに高知県の平均を上回っている。  
特に、後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者の増加が顕著となっている同町では、黒潮町高齢者保健福祉計画

・黒潮町介護保険事業計画（平成18年3月）において、認知症に対する正しい理解及び適切な認知症介護普及の拠点施設として認知症高齢者グループホームを位置づけ、早期の整備を促進しているところである。

本件事業は、認知症高齢者1人ひとりの人格を尊重し、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続することで、認知症の進行を穏やかにし、家庭介護の負担軽減に資することを目的とした認知症高齢者グループホームを整備するもので、これらを佐賀地区に整備することにより得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

なお、本件事業の起業地については、指定地域密着型サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）に定める立地基準を満たしており、また、介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定における設置予定地についても、黒潮町長から内示を受けていることから合理的であると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について  
本件事業の起業地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。  
したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 比較衡量  
アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 本件事業を早期に施行する必要性  
(3)のアで述べたように、後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者の増加が顕著となっている黒潮町では、認知症に対する正しい理解及び適切な認知症介護普及の拠点施設として認知症高齢者グループホームの整備を促進していることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性  
本件事業に係る起業地の範囲は、基準省令に基づくものであり、認知症高齢者グループホームとしての効用が発揮されるために必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。  
以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
黒潮町役場

## 高知県告示第206号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 起業者の名称  
仁淀川町
- 2 事業の種類  
仁淀川町立「ふたば保育所」新築移転事業
- 3 起業地  
(1) 収用の部分  
吾川郡仁淀川町字市ノ久保地内  
(2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由  
平成20年2月20日に仁淀川町から申請のあった仁淀川町立「ふたば保育所」新築移転事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
  - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
本件事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設（第二種社会福祉事業）として保育所を整備しようとするものであり、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設」に係る事業に該当する。  
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について  
本件事業の起業者である仁淀川町は、平成19年度予算において既に財源措置を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。  
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
  - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について  
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について  
仁淀川町は、高知県の北西部に位置し、北に四国山地

を望み、東西に仁淀川が横断する典型的な山間地域である。同町では、人口及び出生率の減少に加え、65歳以上の高齢者は、人口の40パーセントに達しているなど少子高齢化が進んでいる。

仁淀川町としても、安心して子育てができる保育所の充実など、子育て環境の整備を「仁淀川町過疎地域自立促進計画（平成17年度～平成21年度）」及び「仁淀川町次世代育成支援行動計画（平成18年1月）」に掲げ、少子化対策に取り組んでいるところである。

仁淀川町には、現在5箇所の保育所があるが、そのうち仁淀地区に存するふたば保育所は、建築後30年余りを経過しているため老朽化が著しく、修繕を行いながらの保育所運営を余儀なくされている。また、近年は、乳児及び満2歳に満たない幼児を入所させる保護者が増加しているが、同保育所は、満2歳以上を対象に設置された施設であるため、乳児室及びほふく室等が完備されておらず、その対応に苦慮している状況である。

更に、園舎の敷地が狭隘なことから保護者が送迎する際の駐停車スペースが確保できておらず、隣接する町道への路上駐車が日常化し、園児及び保護者に不便をかけている上、交通事故の危険もあるとともに、周辺住民の生活の妨げにもなっている。

本件事業は、老朽化が著しいふたば保育所を、送迎時の回転場と駐車場とを備え、0歳児からの受入れが可能な保育所として仁淀地区中心部に新築移転するもので、本件事業の完成により、仁淀地区の保育所機能の充実が図られるとともに、園児及び保護者の安全性及び利便性の向上並びに周辺住民の生活環境の改善を図ることができる。

なお、本件事業の起業地は、もともと平地部が少ない仁淀地区で、既存の住宅地など地域住民に影響を与えることなく、保育所を新築移転するために必要な面積を確保できる唯一の土地であり、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められ

る。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、建築後30年余りを経過したふたば保育所は老朽化が著しく、修繕を行いながらの保育所運営を余儀なくされているとともに、園児送迎時の路上駐車周辺住民にも迷惑をかけていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）に定める児童福祉施設の設備及び運営に関する最低基準に基づき、保育所としての効用が発揮されるために必要な範囲と認められる。

更に、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
仁淀川町役場仁淀総合支所

**高知県告示第207号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

| 区 間                     | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 吾川郡いの町戸中宇<br>ツツラクロタキ67番 | A      | 6.8<br>}        | 120           |

|                                   |   |           |     |
|-----------------------------------|---|-----------|-----|
| 1<br>吾川郡いの町戸中宇<br>ツツラクロタキ67番<br>1 | 前 | 11.9<br>} | 300 |
|                                   | B | 53.1      |     |
| 吾川郡いの町戸中宇<br>ツツラクロタキ67番<br>1      | 後 | 11.9<br>} | 280 |
|                                   |   | 53.1      |     |

**高知県告示第208号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

| 供用開始区間                   | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日        |
|--------------------------|---------------|----------------|
| 吾川郡いの町戸中宇ツツ<br>ラクロタキ67番1 | 280           | 平成20年3月28<br>日 |

**高知県告示第209号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

| 供用開始区間                                                   | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日        |
|----------------------------------------------------------|---------------|----------------|
| 吾川郡いの町小川柳野字コ<br>イカド27番1から<br>吾川郡いの町小川柳野字竹<br>ノ本224番1地先まで | 180           | 平成20年3月28<br>日 |

高知県告示第210号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称  
香南市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成9年12月高知県告示第792号香南都市計画下水道事業（香南市公共下水道岸本処理区）
- 3 事業施行期間  
平成9年12月5日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
平成19年4月高知県告示第275号の事業地に香南市香我美町上分字四沖、字稗地、字水流、字ノツゴ、字西谷、字シヨフケ谷、字坂川、字コヲガ谷、字丑ヶ谷、字泉谷及び字タキノ下の各一部並びに徳王子字蛸の一部を加える。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年3月17日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成20年3月17日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日  | 定款変更に係る特定非営利活動法人 |           |            |                                      |
|------------|------------------|-----------|------------|--------------------------------------|
|            | 名称               | 代表者の氏名    | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的                           |
| 平成20年3月17日 | 変更前              | 特定非営利活動法人 | 山本 純       | 高知市朝倉己591番<br>この法人は、主として障害者（視覚障害、身体障 |

|     |               |   |    |                                                                                                     |
|-----|---------------|---|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | フリースペース・びーねっと |   | 地1 | 害)、高齢者を対象に福祉的自立生活を支援するとともに「情報障害の改善」、「高齢者・障害者の在宅就業環境の整備と活用」に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。         |
| 変更後 | 〃             | 〃 | 〃  | この法人は、主として障害者を対象に福祉的日常生活を支援するとともに「情報障害の改善」、「障害者の通所施設・在宅就業環境の整備と活用」に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。 |

平成20年3月17日付けをもって厚生年金高知リハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成20年3月17日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件  
(1) 増員要求について  
(2) 諸手当要求について  
(3) その他の要求について
- 2 日時  
平成20年3月28日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 場所  
厚生年金高知リハビリテーション病院施設的全職場及び敷地
- 4 争議行為の概要  
3の場所の全体又は一部において、すべての業務の停止等の

あらゆる形の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員は配慮する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐山田町竹ノ前土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名 | 氏名    | 住 所            |
|----|-------|----------------|
| 理事 | 田村 嘉史 | 香美市土佐山田町佐古敷554 |
| 〃  | 宮地 良雄 | 〃 〃 〃 599      |
| 〃  | 佐竹 之守 | 〃 〃 〃 226-1    |
| 〃  | 公文 豊広 | 〃 〃 〃 515      |
| 〃  | 岡本 幸雄 | 〃 〃 〃 652-1    |
| 〃  | 田村 美登 | 〃 〃 〃 534-1    |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、土佐山田町竹ノ前土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

| 氏名    | 住 所            |
|-------|----------------|
| 田村 嘉史 | 香美市土佐山田町佐古敷554 |
| 宮地 良雄 | 〃 〃 〃 599      |
| 佐竹 之守 | 〃 〃 〃 226-1    |
| 公文 豊広 | 〃 〃 〃 515      |
| 岡本 幸雄 | 〃 〃 〃 652-1    |
| 田村 美登 | 〃 〃 〃 534-1    |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第8条第1項の規定により、香美市の行う土地改良事業（土佐山田地区村づくり交付金（用排水路））の施行は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
(1) 市町村営土地改良事業計画書の写し  
(2) 条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年3月28日から同年4月25日まで



- 3 縦覧場所  
香美市役所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、香南市から夜須地区（シイノニワ換地区）の換地処分を平成20年3月13日に行った旨の届出があった。

平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の生産事業者の登録を平成20年3月12日に次のとおり行った。

平成20年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

| 登録番号 | 生産事業者の氏名又は名称 | 生産事業者の住所         | 生産事業の内容           | 事業所の名称及び所在地               |
|------|--------------|------------------|-------------------|---------------------------|
| 1554 | 西川 角夫        | 土佐郡土佐町 東石原1052番地 | 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成 | 西川 角夫<br>土佐郡土佐町 東石原1052番地 |

-----  
**教育委員会訓令**  
-----

**高知県教育委員会訓令第1号**

教育委員会事務局  
県立学校

高知県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

**高知県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令**

高知県立学校事務処理規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第37条第5項」を「第37条第8項の規定」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第7条の規定に基づき専決させることができる事務については、校長が不在で、かつ、緊急やむを得ない場合に限り、事務長が代決することができる。  
第6条に次の1号を加える。

(3) 所属職員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に限る。）に係る県立学校長に対する事務委任規程（平成4年3月高知県教育長訓令第1号。以下「事務委任規程」という。）第2条第1項第8号、第10号、第12号及び第13号（日帰りのものに限る。）に掲げる事務に関する事務長に改める。

第7条を次のように改める。

（事務長の専決事務）

**第7条** 第3条の規定にかかわらず、校長は、事務長に次に掲げる事務を専決させることができる。

- (1) 事務委任規程第2条第1項第3号に掲げる事務（前条第1号に掲げる事務を除く。）に関する事務長に改める。
- (2) 所属職員（教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。）に係る事務委任規程第2条第1項第7号、第8号、第10号から第12号まで及び第13号（日帰りのものに限る。）に掲げる事務に関する事務長に改める。
- (3) 事務委任規程第2条第1項第15号、第23号及び第27号に掲げる事務に関する事務長に改める。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる高知県立学校の校長は、事務長に事務委任規程第2条第1項第17号から第22号まで及び第24号から第26号までに掲げる事務に関する事を専決させることができる。

- (1) 高知県立安芸中学校
- (2) 高知県立高知南中学校
- (3) 高知県立中村中学校
- (4) 高知県立安芸高等学校
- (5) 高知県立岡豊高等学校
- (6) 高知県立高知東高等学校
- (7) 高知県立高知南高等学校
- (8) 高知県立高知工業高等学校
- (9) 高知県立高知追手前高等学校
- (10) 高知県立高知小津高等学校
- (11) 高知県立高知北高等学校
- (12) 高知県立高知西高等学校
- (13) 高知県立中村高等学校
- (14) 高知県立宿毛高等学校
- (15) 高知県立高知若草養護学校

本則に次の1条を加える。

（専決の特例等）

**第8条** 前2条の規定に基づき事務を専決させる場合において

は、事務委任規程第3条及び第4条の規定を準用する。

**附 則**

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

-----  
**人事委員会規則**  
-----

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月12日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第5号**

**職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表1の項中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断」を「風水害震火災その他非常災害又は交通機関の事故等による出勤困難」に改め、同表2の項中「その他非常災害による交通遮断」を「その他非常災害時の職員の退勤途上における身体の危険回避」に改め、同表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を削り、8の項を6の項とし、9の項を7の項とし、10の項を8の項とし、11の項を9の項とし、12の項を10の項とし、13の項を11の項とし、14の項を12の項とし、同表15の項中「14の項」を「12の項」に改め、同表中15の項を13の項とし、16の項を14の項とし、17の項を15の項とし、同項の次に次のように加える。

(16) 看護

ア 職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。ただし、小学校就学の始期に達するまでの子が看護を必要とする場合にあっては、この限りでない。

イ アにより一の年につき5日の承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの

ア 一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間（時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）

イ 一の年につき2日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間（時間単位で与えた休暇を日に換算する場

|                                                                                                 |                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 子が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。ただし、小学校就学の始期に達するまでの子が看護を必要とする場合あっては、この限りでない。 | 合は、8時間をもって1日とする。） |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|

第13条第1項の表中18の項を削り、19の項を17の項とし、20の項を18の項とし、同表21の項中「祭日」を「祭日（父母、配偶者及び子の死亡後人事委員会が定める年数以内のものに限る。）」に、「慣習上最小限度必要と認める期間」を「そのつど必要と認める場合において、1日」に改め、同表中21の項を19の項とし、22の項を20の項とし、同条第2項中「10の項、11の項、15の項、16の項、18の項及び20の項」を「8の項、9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項」に改める。

第14条中「10の項、11の項、15の項、16の項、18の項及び20の項」を「8の項、9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項」に改める。

第16条第1項中「7の項及び8の項」を「6の項」に改め、同条第5項中「10の項及び22の項」を「8の項及び20の項」に改める。

別表第2 配偶者の項中「10日」を「7日」に改め、同表姻族の項中「7日」を「3日」に、「配偶者のおじ若しくはおば又はおじ若しくは」を「おじ又は」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則別表第2の規定にかかわらず、この規則の施行の日前から同日以後まで引き続き特別休暇の期間については、なお従前の例による。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月12日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第6号**

**公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表1の項中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断」を「風水害震災その他非常災害又は交通機関の事故等による出勤困難」に改め、同表2の項中「その他非常災害による交通遮断」を「その他非常災害時の職員の退勤途上における身体の危険回避」に改め、同表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を削り、8の項を6の項とし、9の項を7の項とし、10の項を8の項とし、11の項を9の項とし、12の項を10の項とし、13の項を11の項とし、14の項を12の項とし、同表15の項中「14の項」を「12の項」に改め、同表中15の項を13の項とし、16の項を14の項とし、17の項を15の項とし、同項の次に次のように加える。

|                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (16) 看護<br>ア 職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。ただし、小学校就学の始期に達するまでの子が看護を必要とする場合あっては、この限りでない。<br>イ アにより一の年につき5日の承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。ただし、小学校就学の始期に達するまでの子が看護を必要とする場合あっては、この限りでない。 | ア 一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間（時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）<br><br>イ 一の年につき2日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間（時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。） |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第12条第1項の表中18の項を削り、19の項を17の項とし、20の項を18の項とし、同表21の項中「祭日」を「祭日（父母、配偶者

及び子の死亡後人事委員会が定める年数以内のものに限る。）」に、「慣習上最小限度必要と認める期間」を「そのつど必要と認める場合において、1日」に改め、同表中21の項を19の項とし、22の項を20の項とし、同条第2項中「10の項、11の項、15の項、16の項、18の項及び20の項」を「8の項、9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項」に改める。

第13条中「10の項、11の項、15の項、16の項、18の項及び20の項」を「8の項、9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項」に改める。

第15条第1項中「7の項及び8の項」を「6の項」に改め、同条第5項中「10の項及び22の項」を「8の項及び20の項」に改める。

別表第2 配偶者の項中「10日」を「7日」に改め、同表姻族の項中「7日」を「3日」に、「配偶者のおじ若しくはおば又はおじ若しくは」を「おじ又は」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則別表第2の規定にかかわらず、この規則の施行の日前から同日以後まで引き続き特別休暇の期間については、なお従前の例による。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月12日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第7号**

**警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表1の項中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断」を「風水害震災その他非常災害又は交通機関の事故等による出勤困難」に改め、同表2の項中「その他非常災害による交通遮断」を「その他非常災害時の職員の退勤途上における身体の危険回避」に改め、同表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を削り、8の項を6の項とし、9の項を7の項とし、10の項を8の項とし、11の項を9の項とし、12の項を10の項とし、13の項を11の項とし、14の項を12の項とし、同表15の項中「14の項」を「12の項」に改め、同表中15の項を13の項とし、16の項を14の項とし、17の項を15の項とし、同項の次に次のように

加える。

(16) 看護

ア 職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。ただし、小学校就学の始期に達するまでの子が看護を必要とする場合にあっては、この限りでない。

イ アにより一の年につき5日の承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。ただし、小学校就学の始期に達するまでの子が看護を必要とする場合にあっては、この限りでない。

ア 一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間(時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。)

イ 一の年につき2日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間(時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。)

第12条第1項の表中18の項を削り、19の項を17の項とし、20の項を18の項とし、同表21の項中「祭日」を「祭日(父母、配偶者及び子の死亡後人事委員会が定める年数以内のものに限る。)」に、「慣習上最小限度必要と認める期間」を「そのつど必要と認める場合において、1日」に改め、同表中21の項を19の項とし、22の項を20の項とし、同条第2項中「10の項、11の項、15の項、16の項、18の項及び20の項」を「8の項、9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項」に改める。

第13条中「10の項、11の項、15の項、16の項、18の項及び20の項」を「8の項、9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項」に改める。

第15条第1項中「7の項及び8の項」を「6の項」に改め、同条第5項中「10の項及び22の項」を「8の項及び20の項」に改める。

別表第2 配偶者の項中「10日」を「7日」に改め、同表姻族の

項中「7日」を「3日」に、「配偶者のおじ若しくはおば又はおじ若しくは」を「おじ又は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則別表第2の規定にかかわらず、この規則の施行の日前から同日以後まで引き続き特別休暇の期間については、なお従前の例による。

-----  
**正 誤**  
 -----

| 公報日付      | 公報番号 | 種類  | ページ | 欄<br>(行)     | 正                                         | 誤                                         |
|-----------|------|-----|-----|--------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 平18・4・14  | 8837 | ○告示 | 9   | 右<br>(9)     | <u>土砂の流出の防備</u>                           | 水源のかん養                                    |
| 平19・11・13 | 8994 | ○告示 | 1   | 左<br>(31・32) | <u>字千本山(次の図に示す部分に限る。)</u> ・字追合山・字船戸山・字大戸山 | 字追合山・字船戸山・字大戸山・字千本山(以上4字国有林。次の図に示す部分に限る。) |